○文部科学省令第十四号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

文部科学大臣　盛山　正仁

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　本省	第一章　本省
第一節　内部部局等	第一節　内部部局等
第一款　大臣官房（第一条―第十四条）	第一款　大臣官房（第一条―第十四条）
第二款　総合教育政策局（第十五条―第二十一条の三）	第二款　総合教育政策局（第十五条―第二十一条の二）
第三款　初等中等教育局（第二十二条―第三十四条）	第三款　初等中等教育局（第二十二条―第三十四条）
第四款　高等教育局（第三十五条―第四十五条）	第四款　高等教育局（第三十五条―第四十五条）
第五款　科学技術・学術政策局（第四十六条―第五十二条）	第五款　科学技術・学術政策局（第四十六条―第五十二条）
第六款　研究振興局（第五十三条―第六十二条）	第六款　研究振興局（第五十三条―第六十二条）
第七款　研究開発局（第六十三条―第六十九条の二）	第七款　研究開発局（第六十三条―第六十九条の二）
第八款　国際統括官（第七十条）	第八款　国際統括官（第七十条）
第二節　施設等機関	第二節　施設等機関
第一款　国立教育政策研究所（第七十一条）	第一款　国立教育政策研究所（第七十一条）
第二款　科学技術・学術政策研究所（第七十二条）	第二款　科学技術・学術政策研究所（第七十二条）
第二章　外局	第二章　外局
第一節　スポーツ庁（第七十三条―第七十八条）	第一節　スポーツ庁（第七十三条―第七十八条）
第二節　文化庁（第七十九条―第八十六条）	第二節　文化庁（第七十九条―第八十六条）
第三章　文部科学省顧問、文部科学省参与及び学術顧問（第八十七条）	第三章　文部科学省顧問、文部科学省参与及び学術顧問（第八十七条）
第四章　雑則（第八十八条）	第四章　雑則（第八十八条）
附則	附則
（総務班、財務企画班、総括予算班、第一予算班、第二予算班、第三予算班、監査班、経理班、管理班及び用度班）	（総務班、財務企画班、総括予算班、第一予算班、第二予算班、第三予算班、監査班、経理班、管理班及び用度班）
第八条　［略］	**第八条**　［同上］
2～9　［略］	2～9　［同上］
10　第二予算班は、科学技術・学術政策局、研究振興局、研究開発局、科学技術・学術政策研究所、日本学士院、地震調査研究推進本部及び火山調査研究推進本部の予算に関する第八項各号に掲げる事務（第三予算班の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	10　第二予算班は、科学技術・学術政策局、研究振興局、研究開発局、科学技術・学術政策研究所、日本学士院及び地震調査研究推進本部の予算に関する第八項各号に掲げる事務（第三予算班の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
11～21　［略］	11～21　［同上］
［条を削る。］	（企画官、分析調査官、国際教育統計専門官及び外国調査官） **第十六条**　調査企画課に、企画官、分析調査官、国際教育統計専門官及び外国調査官それぞれ一人を置く。